



## 尾崎英男「複数当事者訴訟における損害賠償」の追加原稿

なお、本稿の脱稿のあと、共同直接侵害に関係する興味ある判決が出された。東京地裁平成 19 年 12 月 14 日判決（眼鏡レンズ供給システム事件）平成 16 年（ワ）第 25576 号事件（最高裁 HP）は、特許請求の範囲に、眼鏡レンズの発注側と製造側という 2 つの独立した別個の主体の行為が記載されている「眼鏡レンズの供給システム」の発明に関する特許侵害事件の判決で、構成要件充足性の判断に当たっては、行為者として予定されている者が特許請求の範囲に記載された各行為を行ったか否かを判断すれば足り、1 つの主体が全構成要件該当行為を行ったか否かは問題とならないとした。これに対し、誰に対して差止め、損害賠償を認めるかは、発明の実施行為を誰が行っているかの問題であり、構成要件充足性の問題とは異なり、当該システムを支配管理している者は誰かを判断して決定されるべきであるとし、この事件では「製造側」の行為者が特許権を単独で侵害したとして、特許権者の製造側に対する差止め、損害賠償請求を認めた。

この判決は、複数行為者の主観的共同を求めず、客観的共同のみで特許侵害の成立を認め、行為者に対する差止め、損害賠償請求権の成否は、構成要件充足性の判断とは別に決めるという点で、筆者の見解と一致するものである。このような判例理論によって、複数行為者がかかわる共同直接侵害行為の問題を解決することができ、画期的な判断といえる。